

東京都ひとり親家庭自立支援計画（第4期）策定委員会

第4回議事録

東京都福祉保健局少子社会対策部育成支援課

午前10時00分開会

○玉岡課長 定刻を過ぎましたので、ただいまから、「第4回東京都ひとり親家庭自立支援計画（第4期）策定委員会」を開催いたします。

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

まず初めに、本日の委員会次第をご覧ください。

今回は、第3回までの御議論を踏まえまして、計画の骨子について御議論いただきたいと思っております。

次第下の部分に、配付資料について記載してございます。

資料1に、委員名簿をつけさせていただいております。

初めに、本日の出席状況を御報告させていただきます。

本日の出席状況ですが、4名の委員の方が御欠席です。

また、新内委員から遅れて来るとの連絡がございました。

少子社会対策部長の谷田は、所用のため、途中で退席をさせていただき予定となっております。

また、御欠席の4名の委員の方にかわりまして、代理の方の御出席をいただいておりますので、御紹介をさせていただきます。

伊藤委員の代理といたしまして、荒川区子育て支援部子育て支援課ひとり親女性福祉係、羽田係長でいらっしゃいます。

山口委員の代理といたしまして、東京労働局職業安定部職業安定課、水野課長補佐でいらっしゃいます。

渡辺委員にかわりまして、住宅政策本部都営住宅経営部、高橋居住者支援担当課長でいらっしゃいます。

萩原委員にかわりまして、産業労働局雇用就業部就業推進課、荒井課長代理でございます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

お手元の資料にお戻りください。

続いて、配付資料の御確認をお願いいたします。

資料2「第4期計画 分野別課題に関する施策の方向性（案）」、A4横判、5枚つづりになっているものでございます。

資料3「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第4期）目次（構成）（案）」、A4縦、2枚つづりのものでございます。

資料4「東京都ひとり親家庭自立支援計画の理念・施策分野・視点（案）」、A4縦、1枚の資料がございました。

そのほかに、参考資料といたしまして1から3までをつけてございます。

参考資料1「子供の貧困対策に関する大綱（案）」でございまして、平成26年8月に大綱が示されてから、今年度が5年ごとの見直し時期に当たりまして、国の有識者会議で検

討が進められ、10月25日に公表されました新たな案でございます。11月3日までこの案につきましてパブリックコメントが実施されているということでございます。

参考資料2でございますが、10月11日に公表されました、国によります「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会 中間まとめ」でございます。こちらもご覧いただければと思います。

参考資料3、東京都住宅政策本部から、カラーの1枚物、「都営住宅入居者募集」のチラシでございます。

そのほかに、常用資料といたしまして「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第3期）」をこちらにお持ちいただいております。

万一、説明の中で不足等に気づかれましたら、事務局までお申しつけください。

なお、本委員会は、公開でございますが、配付資料、議事録につきましては、後日、ホームページで公開することを申し添えさせていただきます。

それでは、この後の進行は森田委員長にお願いしたいと思っております。

森田委員長、よろしくお願いたします。

○森田委員長 おはようございます。

きょうの議論でございますけれども、皆様のお手元でございますが、このひとり親計画の骨子ということで進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

早速ですけれども、皆さんのお手元にある資料に基づいて、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○玉岡課長 まず初めに、資料2をご覧くださいませでしょうか。

ひとり親計画は、3つの理念のもと、ひとり親家庭を総合的に支援するために、4つの施策分野、「1 相談体制の整備」、「2 就業支援」、「3 子育て支援・生活の場の整備」、「4 経済的支援」の施策分野を柱として計画を策定しているものでございます。

資料2では、この4つの柱ごとに、今までの本委員会での御議論を踏まえまして、上段に現行計画であります第3期計画から引き続き継続していく取り組み内容を、下段に新たな課題として計画に追加する内容を記載してございます。

第3期から第4期に継続していく取り組みとして、①相談支援の質の向上、②関係機関の連携、③養育費の確保支援、④面会交流支援、⑤普及啓発がございまして、特に⑤普及啓発につきましては取り組みをさらに発展させる必要があることから、下段に、これまでの委員会での検討を踏まえ、4つの新たな課題として取り上げることといたしました。

1点目は、表の上にあります「支援情報の分かりやすい発信」、行政や民間の支援がばらばらでわかりにくいとか、施策の認知度が低いので情報にアクセスしやすくする必要があるとの御意見を頂戴いたしておまして、第4期の方向性として、ホームページ等を活用し、ひとり親にとって有益な情報を横断的に発信と書かせていただいております。

次に、「ひとり親にとって身近な場所での相談体制の拡充」でございます。就労相談などの専門的な相談場所を身近な場所につくっていく必要があるとの御意見がございました。

こちらについては、方向性といたしまして、相談しやすい場所での拠点開設など立地的な利便性の向上といたしているところでございます。

次に、「平日・日中以外の相談ニーズ」といたしまして、平日は仕事をしていて相談に行けない、身近な自治体で土日や夜間などにも相談できる体制が必要などといった御意見をいただいております。窓口の開所時間やSNSなどを活用した相談方法に関する利便性の向上と書かせていただいているところでございます。

4点目として、「養育費・面会交流支援のさらなる充実」についてでございます。子供のための養育費・面会交流について、意義や実施の方法などを離婚前の早期から学ぶことのできる場を設けるとさせていただいているところでございます。

最後に、「ひとり親同士のつながり」でございますけれども、ひとり親同士が交流して、悩みを打ち明けたり、知恵や経験を分かち合う場を設けるとさせていただいているところでございます。

「1 相談体制の整備」については、以上でございます。

○森田委員長 ありがとうございます。

本日の進行でございますけれども、今、お話しいただきましたように、4つの区分がございますが、3つ目は2つに分けて議論したいと思いますので、全部で5つの区分になります。おおよそですが、15分ごとぐらいで一つの区切りをつくって議論していきたいと思っております。もちろん全体で最後に議論の時間をとりますけれども、御協力いただけたらと思っております。

まず、「1 相談体制の整備」ということで、今、5つのことについての御説明がございました。資料2を見ていただきますと、下のほうに、これまでの委員会での検討と第4期での方向性ということで都にお示しいただいた方向性が出てきております。これにつきまして、各委員からの御意見あるいは御質問なりということで進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

特に養育費や面会交流のところでは、赤石さんから大分御意見が出てきていたようだけれども、いかがでしょうか。

どうぞ。

○赤石委員 ありがとうございます。

離婚前からの養育費や面会交流の意義や必要性について学ぶというのは、養育費の取り立てや取り決め方をまだ知らない方もいらっしゃるし、面会交流は子供にとって意味があるということを学ぶのはいいかと思うのですけれども、DV、内閣府の調査でも3人に1人が配偶者からの暴力を受けているということもありますので、離婚する母にとっては非常に葛藤の多い状況があると思います。

私が見ておりますと、離婚してあるいは別居して、住、子供の保育、お仕事、こうしたものが整っていた後には、お子さんへの面会交流について考え、お父さんと合わせていこうと思う余裕が出てくるのですが、別居期間もすぐに会わせなければいけないということ

が今の東京都の家庭裁判所などの方針でございます。これは非常に圧迫があります。そういった方たちのお気持ちの変化に寄り添った対応をしないと、離婚前から意義を伝えればよい面会交流ができるのだみたいな書きぶりは、私としては納得がいかないところでございます。もちろん虐待というところには面前DVも児童虐待防止法には入っているのですが、家裁の今のあれではお子さんに身体的暴力がなかったら合わせなさいという対応になっておりますので、非常に危惧するところでございます。

私としては、まず、別居中から離婚前の生活の安定の支援があって、その後に面会交流の安定的な実行ができると思っておりますので、早期から正しくという圧迫感のある書きぶりはいかがかと思います。そういったところを危惧しております。

①に戻るのですが、「有益な施策を横断的に発信」の「横断」というのは、住宅の局とか、いろいろな都庁の中の施策、自治体の中の施策ということなのか、民間支援も含めてなのかということが気になりました。

以上です。

○森田委員長 羽田さん、自治体の現場の中におられて、この相談や具体的な支援のところはいかがでしょうか。

○羽田係長 面会交流・養育費というところでいいますと、今、赤石さんがおっしゃったとおり、DV被害者の方は余りに早期に面会交流のところを言われてしまうところで精神的な負担が多いというのは、相談の中で、私も同感です。

今、相談に来る方は以前よりも養育費と面会交流について知識が結構ある方が割と来られるようになってきているなどというのは実感しております。ただ、そういった面会交流などが始まっているのですけれども、お子さんが少し大きくなってきて以前のような条件でなかなか会わせることができないとか、面会交流が始まったのだけれども、元夫側が約束を守らないとか、養育費が入らなくなってしまったとか、そういった既に始まった後の悩みもかなり聞かれることがありますので、離婚前だけではなくて一回取り決めた後の困り事の相談に乗っていただける体制をぜひ整えていただければと思います。

○森田委員長 総合的・継続的な相談体制の整備ということだと思います。特にこの「1相談体制の整備」で、行政的には関連機関の連携ということがあるわけですけれども、そこに、このさまざまな市民的な活動との連携、特に弁護士の方々やいろいろな団体との連携が多分あるでしょうから、こういったものも含めての話だろうと思います。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、齋藤委員。

○齋藤委員 今回書かれている下のところ、一番最初のわかりやすい発信のところです。

先ほど赤石委員もおっしゃっていましたが、本当にわかりやすい発信はとても重要で、今、母子生活支援施設を利用されている方も、どこの窓口相談していいかわかりづらいということと、こちらで提示するとき、自治体によって多少いろいろな窓口が違いますので、ストレートにこの流れでここに行くところという相談ができますよと紹介しづらい

状況があります。そのあたり、何らかの形で、横断的に、わかりやすい、必要な方が必要な情報にたどり着けるようなところがあるといいのかなと思っております。

○森田委員長 とりわけ、東京都の場合でしたら、都全体に網をかけて、もう少しわかりやすい相談体制の仕組みが当事者の方たちに届くような形で書かれたらいいということですね。

○齋藤委員 今も、既にネットワーク上では、東京都のホームページを見ますと、各自治体のところにアクセスができるようになってはいるのですが、実際にそういう状態ではない形で相談窓口足を運ぼうとすると、一挙に難しくなってしまうというところがあります。

○森田委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ、中根さん。

○中根委員 「ひとり親同士のつながり」のところで、個人情報などの関係がありまして、なかなかひとり親同士が話せないということがあるのですけれども、私どもの協議会では、各地区に会がありまして、そういうところを利用していただいて仲間同士のつながりをつくっていったらいいと思っております。

○森田委員長 ありがとうございます。

今のお話の中で、都からコメントか何かはございますか。

○玉岡課長 ありがとうございます。

まず、赤石先生からいただきましたこちらの面会交流等の意義について、これまでの委員会の中でも御指摘いただいてきたところがございます。羽田係長からも、最近知識をお持ちの方もふえてきていると。それは非常に心強いことではございますけれども、一方で、その意義について学ぶまでになかなか至らないひとり親の方もいらっしゃると思いますので、私たちとしては、引き続きその意義や必要性について地道にお伝えする努力はしていく必要があるとは思っています。

一方で、赤石先生におっしゃっていただいた部分はそのとおりでございまして、DVといった複雑な背景をお持ちで慎重な取り扱いが必要なひとり親の方々が多数いらっしゃることもまた事実でございますので、そういったところも含めて、今後のこの計画の記載については、検討をしていきたいと思っております。

また、赤石先生もそうですし、今、齋藤先生からも御指摘がございました。窓口がどこに相談したらよいかわからない。あるいは、横断的といったときにどこまで含むものなのかという御指摘について、先ほど齋藤委員にも御指摘いただいた東京のホームページは、まだ至らない部分はありますが、なるべく区市町村の窓口がわかるようなリンクを張るといったことはさせていただいているところがございます。施策そのものや、区市町村によってもやっていることが違うとか、あるいは、民間の団体、その他法テラスのような関係機関もございます。余り盛り込み過ぎてしまうと、今度は逆に消化不良というところがあ

りますので、いかに最初の入り口として必要な情報にたどり着いていただけるかという工夫といったものもこの中でしていきたいと思っています。これは、都という狭い範囲ではなくて、区市町村や関係機関も含めて考えていくことかと思っています。

以上です。

○森田委員長 ありがとうございます。

それでは、多分つながってくる部分があると思いますので、また出てまいりましたら後の全体の議論をするところで議論させていただきたいと思います。

今、お話があったのですが、特に「養育費・面会交流支援のさらなる充実」で、早期にも必要だけれども、継続的に必要だという書きぶりというのでしょうか。本当にいつもそのようなのですが、「正しい」という表現は非常に圧迫的な意味合いでとられる場合もありますので、こういった言葉の使い方については再度検討していくということで、次に行かせていただいでよろしいでしょうか。

新保先生、いいですか。

○新保副委員長 2つ、意見を言わせてください。

1つは、上から2番目のところ、拠点についてのことです。拠点をふやすということは多分必要だろうと思うので、その方向で合意ができます。どのぐらいのペースで何カ所ぐらいふやすのかということはある程度意識した上でふやしていく必要があるだろうと考えますので、5年間の間に1カ所ふやせるのか2カ所ふやせるのかわかりませんが、将来展望を持って、ゴールをある程度想定した上でふやしていくことを考えていく必要があるだろうと思います。これが1点目です。

2点目は、養育費・面会交流については、先ほどの御指摘に私も同意いたします。その上で、東京都内には、国の助成を受けて養育費相談支援センターというものを運営しているところが池袋にあります。そこは、全国から、当事者の方、自分が知りたいという人が電話をかけて情報を得ることができるようになっていまして、そのホームページとリンクを張るとか、相談の番号を掲示しておくとかということをする、かなりのところまでそこで対応できるのではないかと思います。都で新たに用意することも有効かもしれませんが、ある相談サービスを活用するというのももう一つはあるのではないかと思います。

以上でございます。

○森田委員長 ありがとうございます。

それでは、次のテーマに参りたいと思います。

「2 就業支援」について、事務局から御説明をお願いいたします。

○玉岡課長 それでは、1枚おめくりいただきまして、2枚目の「2 就業支援」でございます。

まず初めに、現行計画から継続して取り組む内容としまして5つ挙げさせていただいております。①都におけるひとり親支援の充実、東京都ひとり親家庭支援センターにおける

職業紹介や就業支援、②地域の就業支援体制の強化、母子・父子自立支援員のほかにハローワークOB等の就業支援専門員の配置、③一人一人に合わせたきめ細かな就業支援の実施、④より安定した就業に向けての資格取得支援、⑤在宅就業の機会の確保、こちらについては、第4期計画においても継続の方向といたしております。

これらの都及び区市それぞれにおいてのさまざまな就業支援の取り組みに加えまして、第4期新たに追加する内容といたしまして、「ライフステージに応じたキャリアアップ支援」でございます。委員会の中でも、ひとり親になった直後は生活が激変し、とりあえず就労せざるを得ないことから、希望の職種につくことができないままになってしまうことがあるといった御意見、あるいは、お子さんが小さいうちから、将来を見据えたキャリアアップについて、可能となるような継続的な体制が必要などといった御意見を頂戴いたしております。これに対する親子のライフステージに応じたキャリアアップのための支援の方向性を、右側の欄にあるように書かせていただいているところでございます。

簡単でございますが、こちらの説明は以上でございます。

○森田委員長 御意見がとおりになる方、お願いしたいと思います。

赤石委員からは既に御意見が出ているのですが、簡単に御紹介いただけますか。

○赤石委員 ありがとうございます。

できればなのですが、はあと、ひとり親家庭支援センターは頑張っているいろいろな御相談あるいは講座をやってくださっているのですけれども、就業というところで見ますと、パソコン講座と看護師さんの紹介の講座とかがあるのですけれども、もう少し私どもが思っているのは、自己尊重感を高めるような講座とか、スキルについて多様なものがあったもいいのかなと思っております。

高卒認定合格支援はなかなか難しいと思っておりますのですけれども、居場所と組み合わせた高卒の認定合格支援はあってもいいのかなと思いました。就労支援をしていると、結構高校中退の方にお会いします。この1年で思ったのは、中卒資格でも頑張っている人がいるなということは本当に思うところです。でも、必要な方もいらして、あと1科目なのですみたいの方をどうやって応援するのか。居場所的なものがないといらっしゃれないのかなと思って、今、あるものが、キッズドアのリファインドとかというところしかなくて、そこに送り込みたいと思っても、今は限界なので無理と言われてたりするので、そういうところがあるといいなと思えます。

ライフステージのところは、大変ありがたいと思います。

○森田委員長 本日、荒井課長代理がおいでになってはいますが、この問題につきまして、いかがでしょうか。

○荒井課長代理 私どもは、女性の雇用に係る支援につきまして、東京しごとセンター内の女性しごと応援テラスで支援を実施させていただいているところでございます。

はあとさんとの連携になりますが、実際にテラスの昨年度利用実績ということでは、新規利用者としては大体1,500名程度という数字となっております。テラス利用者でカウンセ



リング等を実施した結果、ひとり親家庭の数字は、具体的に細かい統計についてはとっておりませんが、大体テラス新規利用者のうち1割程度となっております。この数字については、明確な数字で出てくる部分ということで、今後、考えていきたいと思っているところではございます。

実際、カウンセリングの中で把握したひとり親家庭につきましては、7階のひとり親家庭支援センター はあとさんに御案内という内容の支援で、連携を図り、もちろん女性しごと応援テラスも引き続き利用できる体制をとっているという状況になっております。

実際、そのカウンセリングの中でお話としていただいたひとり親家庭につきましては、7階のひとり親家庭支援センター、はあとさんに御案内という内容の支援で、その部分だけでの支援ではなくて、もちろん女性しごと応援テラスも引き続き利用できる体制にはさせているという状況になっております。

以上です。

○森田委員長 高卒認定のことでは、通信制の高校などがかなり保育施設をつくっている高校も出てきたりして、いろいろな形で使われ始めてきているのですけれども、例えば、こういったものでこの計画との連携みたいなものをしていただくとか、通信制の高校が都立高校などでも出てきていますけれども、そのような事例は赤石さんのところや齋藤先生のところではないですか。

○齋藤委員 私のところでいいますと、高卒認定を必要とされる方がすごくたくさんいらっしゃるのですけれども、今のところは、先ほど赤石委員がおっしゃっていたようなキッズドアのところもあったり、通信制のところも紹介するのですが、基本的には、お子さんのお預かり、保育のお預かりについては、施設でお預かりもしながら勉強のしやすい環境づくりということで、母子生活支援施設がやっているところも結構ありますので、そのあたりでの工夫もしながらやっていくことなるとは思いますが、ただ、在宅で生活されている方たちについて、さまざまな環境をつくっていかないと、本当に御自分の家庭の中だけでやろうとすると難しい、支援がとても必要になってくると思います。

○森田委員長 赤石さん、何かありますか。

○赤石委員 私どもの就労支援プログラム「未来への扉」は、高校中退の方がいらっしゃいます。最初の面談のときに、資格取得も目指そうよと、こういう支援もありますよと言うわけですけれども、既に働いておられるので、なかなかそこで勉強をするという意欲を持っていただくことは難しく、ずっと気になっていて、取りたいとは思っている。そのタイミングとか、それだけをやっている就労支援ではないので、残念なことがあります。でするので、どこかに居場所があって、みんな頑張っているんだと思えて、その先に行けるようなところをつくれたらいいなと思っていて、私どもが自分の自主事業でやればいいでしょけれども、まだできていないというところで、しかも非常に皆さんは不安定で、DV被害で逃げられているとか、いろいろな不安定さも抱えております。そこで、時期を見てまた御支援しなければいけないということも出てくるかと思えます。

通信制高校の山吹高校とか、託児があるのはとてもいいなと思って見ております。

○森田委員長 どうぞ。

○新保副委員長 今回のことの延長になるかと思うのですが、就業支援を進めるためには、働く人の心が安定している必要があると思うのです。精神的に安定した状態で、ひとり親として子供を育て、しかも働くということをやっていくと考えたときに、少なくとも2つのことを考えておく必要があると思います。

1つは、離婚前後の時期、さっきは面会交流の話とかがありましたが、その前の段階で離婚前後の時期から心のケアをしていく必要があるだろうと思います。これは、私自身が、何人か、ある程度の数、離婚を経験し、就業し、自立していった女性のインタビュー調査を繰り返し行ってきましたが、その中から、離婚前後のころの心がすごく不安定なとき、そこから回復することが大変だったという声をたくさん聞きました。そのことは、子育てにも影響するし、働く場を確保したり、働いている間の時間の就業における自分の能力の発揮の仕方にも影響すると思いますので、離婚前後の心のケアは多分民間団体にお願いすることが望ましいのかと思いますが、心の面でのカウンセリングを考えていくことが必要だろうと思います。

2点目は、ひとり親家庭の全国の実態調査、平成28年度版のものがようやく出て、公表されて、中身を見せていただくと、特に母子世帯の場合に、自分の健康という項目が第3位に入りました。今まで、困っていることは、家計、仕事、住居という順番であったのですが、自分の健康が第3位に入って、しかも5年前は9.5%だったものが13.0%と、全ての項目の中で物すごく伸び率が高い項目が自分の健康。つまり、母自身の健康に不安を抱えている。健康に不安を抱えているから、仕事をすることができない、もしくは、自分の思うように働くことができないということにつながると思います。だから、心の面のカウンセリングを離婚前後のときにやることと、健康の不安を除くための何らかの支援が必要だろうと思います。後ろで医療費の助成についてのテーマが用意されているようですが、そこどどのように関連させるのかは皆さんとの御相談になるかと思いますが、何らかの形で医療を受けやすくするか、精神的な面でのカウンセリングをしっかりとどこかの段階で行うのかという対応が、就業支援という側面からも必要だろうと考えます。

以上です。

○森田委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございませんか。

私は、10代で出産した特に若年の親子の支援をずっと一つの研究のテーマとしてまいりましたけれども、その過程の中でずっと継続してインタビューをしてくると、途中でひとり親になる機会はとても多くて、特に若年で産むということは、要するに、学習を修めなければならない時期に親になるということの中で中断しているケースが非常に多くて、そこからの回復の過程を、ずっとどこかで誰かが寄り添ってくれるという、先ほど空間とおっしゃいましたけれども、それが空間でもあり、かつ、支援の仕組みでもあるというもの

が、家庭に代わって、あるいは原家族に代わって何かそういった支援が必要になるという時代に入ってきていると思うのですね。

それは、子供や若者たちに居場所が必要なように、ひとり親たちに対してもこういった居場所が必要になる。要するに、全体で地域の中でそういったさまざまな困難を抱えている人たちの居場所が、総合的にあればいいのか、あるいは、固有の課題としてそれを押さえていくような場が必要なのか、このあたりのところもぜひ議論したいところですし、特にそのプロセスを見てくると、ある意味で、適切な時期と一緒に考えて、そのときをキャッチすることがとても大事で、そこを逃してしまうと、早過ぎても遅過ぎてもその回復に非常に支障を来すということが出てくる。

とりわけひとり親の人たちはまだ若い人が多いので、そういう意味では、できれば若いうちに将来を見通せるような、そういった就労というか、生活全体を見通せるような就労支援を位置づけてほしい。それが、ひいては、その先の市民としての自立した生活、主体的な生活につながっていくわけですので、こういった視点をぜひ持った形での就労支援をお願いしたいと思います。

そのときに、今、就労と簡単に言ってしまいましたけれども、教育の機関とか、就労の場とか、就労支援とか、住宅支援とか、暮らし支援とか、医療も、今、健康の問題もありましたが、総合的にかかわってきますので、そういう意味では、そういうものを総合的に自分の力で判断することはなかなか難しいことなので、後で出てまいりますけれども、例えば、そういったことを母子生活支援施設みたいなどころができるのか、行政でやれることはどういうことなのか、あるいは市民社会の中でいろいろな形での取り組みということのできるのか、こんなことを総合的に考えられたらいいなということを思います。

そろそろそういうことを考えなければいけない時期に来ている。諸外国などでは、ワンストップでこういったひとり親になったとき、その家族を支える地域支援の仕組みはかなり実績を積んできていますので、日本の場合はどうしてもそれがそれぞれのパーツでまだ分かれていますので、そこを総合化していくような視点が必要かということをととても思いました。

ここから次のテーマにも絡んでいきますけれども、行政から、このこと、今の御質問に対して、何か少しコメントをいただけるようなことはございますか。

○玉岡課長　しごとセンターとはあと飯田橋との連携については、同じ場所にあるということもあるので、はあとでも御紹介いただいた方々について御相談に乗っていただいて、あるいは、逆に産業労働局が所管している事業についてはあとで御紹介し、おつなぎするという事はさせていただいていますが、まだ連携という意味ではいろいろ工夫の余地があるかとは思っていますので、またそういったところも検討していきたいと思えます。

また、森田委員長からお話のありました通信制の高校の保育所なのですけれども、きょうは教育庁の者がいないので、教育庁のほうに。私たちもそういったものについてももう少し深く勉強していきたいとは思っていますので、よろしくお願いたします。

○森田委員長 よろしくお願ひしたいと思ひます。

今、通信制高校は多様な年代の人たちが利用され始めているみたいで、本当にそこが保育室を用意して下さって、そこが多様な形での支援をして下さるといふことは、とても大きな応援の起爆剤になっていくと思ひますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、3番目の課題、ここは2つに分けて議論したいと思ひますけれども、「3 子育て支援・生活の場の整備」といふことで、事務局から御説明をお願ひいたします。

○玉岡課長 3ページをご覧ください。

「3 子育て支援・生活の場の整備①」でございますが、その中をさらに「3-1 子育て支援体制」、「3-2 ひとり親家庭に育つ子供の学習支援の推進」、さらに「3-3 住居の支援」に分類をしているところでございます。

第3期計画から継続して取り組む内容といたしましては、3-1、子育て支援体制として、①地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援、具体的な事業でいいますと、妊娠・出産ホットライン、全ての妊婦を対象とし、専門職が面接を行い、子育て用品等のギフトをお渡しする「ゆりかご・とうきょう事業」、あるいは生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」、産後ケア支援事業等につきまして、引き続き取り組んでまいります。②保育サービスの拡充でございますけれども、多様な保育サービス、延長保育や夜間保育の利用などという部分でございます。また、③放課後の居場所の確保につきましては、学童クラブや子供教室、④ひとり親家庭ホームヘルプサービスについても、継続といたしているところでございます。

3-2、①ひとり親の子供の学習支援でございます。②将来の自立に向けた子供の進学支援でございますが、これら2つにつきましては、引き続き継続といたしまして、右側でございますけれども、第4期計画では、令和2年4月から開始されます国の高等教育無償化についても追記をさせていただきたいと思ひます。

3-3、住居の支援でございます。こちらも、皆様方から多く御意見をいただいているところでございますが、①都営住宅の優先入居、②円滑な入居支援については、引き続き継続とさせていただきたいと思ひます。さらに、右側になりますけれども、都営住宅の「若年夫婦・子育て世帯向け」募集にひとり親世帯が追加されること、あるいは国の「新たな住宅セーフティネット制度」によります入居促進についても追記をいたしたいと思っております。

3の①については、以上でございます。

○森田委員長 それでは、皆様からの御意見を頂戴したいと思ひます。

いかがでしょうか。

どうぞ、齋藤委員。

○齋藤委員 先ほどの就業のところとの関係もあるかと思うのですが、こちらの②の保育サービスの充実と夜間保育とか、④のショートステイのほかにもトワイライトステイとか、

いろいろな保育ニーズに合わせたものが、今、いろいろな形でつくられつつありますが、例えば、学校に行きたいとか、資格を取りたいといった場合に、行っている間の時間帯のお預かりは可能だと思うのですが、私たちの施設などを使っている方たちは、そのための試験とか、いろいろな準備のための勉強の時間がどうしても必要で、その時間帯に保育のお預かりというニーズが結構高いのですね。

地域の方たちに向けても、今後、いろいろなものがもっと幅広く、実際にこういう支援がありますので、活用しやすくなるように宣伝をしていくということもできるといいなと思っていますし、今の状態だと、例えば、曜日的にやっている事業で、月曜から土曜までのところはこちらがあるけれども、日曜日についてはほかのところを使わなければいけないということで、継続的な使い方が難しかったり、数の制限があって、利用するときに、一時、時期的に必要な方たちのものについても、この時期はどうしても必要だということであれば、もうちょっと弾力的な使い方ができるようなものになっていくといいのではないかと考えております。

就労や資格など、いろいろな学歴も含めた形で、ぜひ活用しやすいようにしていただけるとありがたいなと考えております。

○森田委員長 赤石委員からはペーパーが出ていますけれども、ほかに何か、そのことについて少し。

○赤石委員 ありがとうございます。

切れ目のない妊娠期から子育て期の支援ということで、お伝えしておきたいことがあります。

子供の貧困対策に関する有識者会議で御発言して下さった10代で出産した方なのですが、赤ちゃん訪問、保健師さんが訪問するという知らせを受けたときに、今まで相談してきた方ではなくて、知らない保健師さんが来る。そこで10代の出産は絶対に責められると思ったので、ずっと居留守を使いましたとおっしゃっていたのですね。そのくらいナーバスになっている。その方は、今、30代で、中卒のまま正規社員で働いているというぐらい頑張り屋さんなのですけれども、自分がどう思われるのかということ物をすごく気にしている。切れ目がないというところに、本当に同じ方がつき合っていけるような、そんな切れ目のなさが大事なんだよということをお伝えしたいなと思いました。

○森田委員長 ほかに御意見はいかがでしょうか。

○赤石委員 もう一つ、ホームヘルプサービス事業は、就労支援としても非常に大きな意味があります。残業対応のところとかが、ちょっとずつ拡充しているのですけれども、まだ自治体によって厳しかったりしております。ホームヘルプサービスはアウトリーチなので、その御家庭のいろいろなリスクも察知できる事業だと思いますので、ぜひ大事にしていきたいと思っております。大変だとは思いますが、

○森田委員長 羽田さん、いかがですか。ホームヘルプサービスは、当然ですが、事業者の方あるいはその支援者の方がいないとなかなかうまくいかないですし、その事業を担当

してくれる人たちが応募してくださらないとまずいという、多分いろいろ問題があると思うのです。

○羽田係長　そうですね。ホームヘルプサービスのところは、今、割とベビーシッターさんの人材不足というところがありまして、自治体でも確保するのが大変で、事業者さんも、こっちの地域ではやっているけれども、そこの地域でいっぱいなので受けられませんということで、いろいろな事業者さんに当たるのですけれども、ほとんどがこれ以上は受けられませんということだったり、単価がどんどん今は上がっています。そこのシッターさんの確保は、今、自治体ですごく苦勞している部分ではあります。

○森田委員長　人材を確保するというのは、保育のところでも、こういった派遣型のホームヘルパーなどの場合も、あるいはベビーシッターの場合も、あらゆるところで人材が不足しているということと同時に、人材の質の確保みたいなものもとても大事なことになってきていると思う。

柳瀬さん、小平などでは、保育のこととか、この実態はどうですか。

○柳瀬委員　保育の細かいところはわからないのですが、ホームヘルプサービス事業については、今、小平としては人が足りないということはないと思います。2つの事業者の方をお願いしていて、交互をお願いする場合がありますし、そういうことでは、今、何とかなっているというところはありますけれども、ほかの区市町村に聞くと、人の確保はかなり難しいということは聞いているところはあります。

○森田委員長　ありがとうございます。

この点では、ほかに、保育のサービスや放課後の子供たちの居場所など、子供の問題にかなり子育て支援のところで言及があるのですけれども、いかがでしょうか。

どうぞ、齋藤先生。

○齋藤委員　ちょっと前のものに戻るかもしれませんが、①切れ目のない支援は本当にとっても重要なことで、これまでの児童福祉法ですとなかなか簡単ではなかった、妊婦の状態の支援というところを連携していくことがすごく重要かと思っております。

先ほど参考資料にも配られましたように、子供の貧困対策のところと困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会は、1回ほどなのですが、両方ともたまたま参加することがありまして、その中でもいろいろな機関との連携がすごく重要だということを言っている中で、例えば、子供の貧困対策の会議のところでは、14ページ、（特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援）の取りまとめの下から3行目のところに、母子生活支援施設等を活用してということが載っていたり、困難な女性のほうの中間まとめのところでも、25ページ目、10番の項目に、同じような形で、いろいろなことも含めて母子生活支援施設の活用促進ということが書かれております。

ただ、実態としては、今の段階では、利用する窓口の中に、福祉事務所と女性相談センターとか、児童相談所とか、それぞれの窓口において取り組み方や窓口のキャッチが違いますので、そのあたりが、今後、保健所も含めた形で、先ほどの相談体制ともリンクする

話かと思いますが、共通のところがしっかりできてくれば、いろいろな活用等、切れ目のない支援が本来的にでき上がっていくかと思いますが、このあたりが構築されていくことが大事だなと思っております。

○森田委員長 今のお話の中で、特定妊婦としてと、ある意味で、それはレットルを張るということではなくて、特定妊婦としてそこに気づきがちょうど共有できたときに、そこからどう支援につなぐかというところがまだ各自治体の中でも非常に難しい。そのつなぎ方をこの子育て世代包括の中で多分いろいろ工夫されていくのだろうと思うのですけれども、その一つの工夫の仕方、一つの方法として、今、母子生活支援施設の中での母子一体型ショート取り組みが始まってきていますけれども、このあたりの可能性、あるいは、取り組みの中での実態は、齋藤先生、何か御発言はありますか。

○齋藤委員 東京都では、母子一体型ショートケアということで、国の施策に起こした取り組みよりもっと前からいろいろと動いています。

実態としては、今、2施設が実施されているかと思いますが、そこでの活用方法とあわせて、特定妊婦が第1子目の場合と第2子目以降とやり方が違ってくるのかなというところでは、この間も調査したのですが、第2子目以降ですと、入所の段階で1人お子さんがいてもう一人がおなかにいらっしゃるような方たちの支援を母子生活支援施設でされているところがそこそこあったり、全国的にも東京の中でもある程度頑張っているところもあります。

おなかに今いる状態でという場合には、これまでのところ、緊急一時保護事業の中で単身女性も利用できるというところで、妊婦の状態を利用して、それが多分先ほどの困難な女性のところにも書かれているかと思うのですが、その後、必要に応じて母子生活支援施設の入所ということで、それこそ切れ目のない支援として、余り場所を変えずに支援ができる方法としてあるかなという部分と、一方で、それぞれ母子生活支援施設も特性がありますので、これまでのところでいろいろな機能を持ったところと連携しながらやっていくということがあるかと思いますが、連携をしながらやっていくことで、社会資源は限られていますし、また、いろいろな連携の仕方というところで、先ほどの話にもありましたけれども、基礎自治体のところと東京都レベルのところの相談窓口がありますので、そこの連携がうまく活用できる方法をこれからも進めていくことがすごく重要になってくるのかなと思っております。

○森田委員長 羽田さんのところなどは、この子育て世代包括の仕組みをつくっていかれるときに、保健センターなどでおやりになっている母子保健の領域と、子育て支援というか、保育とか、こういったひとり親の支援とかというところとの連携は、具体的には、今、どのように議論あるいは制度設計などが進んでいらっしゃるのですか。

○羽田係長 きちんとしたこういう形ということではないのですけれども、今、保健師で全数面接をやっておりまして、子育て支援課で産後ケア事業と、私どものところで入院助産と女性相談を事業として持っております。そのところで普段から保健師との連携はい

つもとれてはいるのですね。

なので、形でというよりは、今までの連携の中で、最初のところで全数面接をするようになりましたので、より保健師がつかめるようにもなりましたし、特定妊婦の台帳は、あとは子ども家庭支援センターも共有しておりますので、特定妊婦がどこかしらで入ったときには全て共有するという形で、より早く情報が得られるようにはなっております。

産後ケアも、子家センと子育て支援課と保健師で連携しながら、この方はぜひという形で進めています。

○森田委員長 地域の中でも、本当にそれぞれの担当部署が、ここでは、ある意味では、ひとり親になった人、なる過程の方、あるいは別居中の方とか、多様な状況がおりになるし、そのひとり親の年数あるいは子供の年齢も多様でいらっしゃるの、そういう意味でいうと、連携と簡単に言われても、多分区市のレベルでの連携は非常に難しいだろうと思うわけです。

特に、今、妊娠期からの連携が一方で非常に進んでいますので、そことひとり親というところが連携して、この親たちは、自分の意思に反したさまざまなDVとか、いろいろな状況の中での妊娠・出産というケースも多様にあるわけなので、本当の意味でそこを支えられるような仕組みがここでもできたらいいかなということをととても感じます。

先ほどのホームヘルプサービスの人材の問題で、非常に苦慮されている自治体もおりになるということでしたので、こういった問題、あるいは、ここに地域の子育て支援でひろばとかショートステイというものがありましたけれども、こういう中でひとり親の家庭として支援をしようとしたときに、この事業自体は一般事業にもなるわけなので、ここの連携みたいなものは、10代で出産した方たちは非常にこういうところに入りにくいということも多数意見として出てきていますので、この支援者たちの組み立て方というのでしょうか、事業の組み立て方なども多分大きな課題なのだろうと私などは思うわけです。居場所はあるけれども、使えない。あるいは、使ったけれども、むしろその中で課題が自分の中ではふえてしまうみたいなことも起こり得ますので、非常に難しいなということは思います。

この問題について、この子育て支援というものと、先ほどお話がありましたけれども、就労支援というものですよね。全体の問題としては、どういうふうにバランスをとっていくのか。それから、特に御本人の方々の自立という問題は、もう一段、先ほど健康の問題もありましたけれども、ここの関係性もありますので、総合的に1人で子供を育てていく、世帯をある意味では切り盛りしていくという大きな役割を抱えるわけですから、ここに何らかの形で総合的・継続的に支援ができたらいいなと思うわけです。

例えば、こういった入所の施設は、母子家庭の中でたしか2%ぐらいしかお入りになっていらっしゃるという状況です。そうすると、このアフターケアとか地域ケアみたいな問題を、母子生活支援施設としては、例えば、具体的にはどんなことをこれからお考えになっていらっしゃるのかとか、何かございますか。



○齋藤委員 先生がおっしゃっていましたように、母子生活支援施設も、今、アフターケアの充実がとても重要だということを言われておりまして、おおむね利用期間に自立できる方はそう多くないということと、例えば、乳幼児さんを抱えた世帯であったり、お仕事の継続性のことだったり、外国籍の方だったり、また、子供の年齢に応じて変わってくる課題もありますので、いろいろなところでそこを総合的に相談ができる体制をどの施設も行っているわけなのです。

そこにプラス、まだこれからだと思いますが、私のところも、施設にいる間から、自立支援のあり方というものを、施設の中だけで完結しないで、何度でもやり直しができるようなということで、新宿の施設でもそうなのですが、今、お母さん支援を退所した後もできるようなということで取り組みをしている最中でして、アフターケアの中に退所した後も支援が使えるという項目をつくっていかないと、相談もあわせて何度でも面倒を見られるというところと、あわせて保育の支援があったりすると、方向性で迷ったときに、人間関係ができているところであれば、そのところの続きとして自分の人生をイメージできると思いますが、その親子さんとの関係が余りよくない方が多くいらっしゃる中で、人生の困り事が相談しやすいような母子生活支援施設にこれからもなっていく必要があるかと思っております。

○森田委員長 議論としては、もう一つ、子供の学習支援の問題とか、あるいは住宅の問題はあるわけですが、この問題については、現場や当事者たちの御意見など、中根さんはいかがですかね。そういった住宅の問題とか、あるいは子供たちの学習支援の問題とかということで何かございますか。

○中根委員 住居支援なのですけれども、優先的に都営住宅に入りたいというわけではないのですけれども、非常に困っていらっしゃるって、どうしたらいいかなということを相談されたりするのです。住宅は、できるだけ入りたいという御家庭が多いわけなのですけれども、なかなかこのように住居支援ということで中に入れていただけないということがありまして、ぜひ何とか力をかけてほしいという親御さんが多いわけですね。

○森田委員長 この点については、赤石委員からは何かありますか。住宅の問題です。

○赤石委員 都営住宅はなかなか1回で当たらないのですけれども、皆さんは、当たらないということもなかなか最初はわかっていらっしゃるらないので、がっかりされるのです。これまでの皆さんを見ていると、5回、10回とお申し込みをしていただいたら、どこかで当たることがあるので、引き続きやってくださいということを励まし続けることが本当に大事だと思います。申し込まなければ、当たりませんので。

同時に、民間のいろいろな居住支援もあるので、そのあたりをどこまで希望を持っているのかということはまだ形が見えないのですけれども、数は少なくともちょっとはあるのかなと。

10月25日に、私は出席できなかったのですが、シングルマザー向けのシェアハウス、居住支援の団体がNPOとして立ち上がったということで、最初の川崎市高津区のシェア

ハウスをつくられた設計士の方が代表で頑張っておられるのですね。ケアとか、食事提供を1日だけするとか、いろいろなサービスと組み合わせてやっておられます。

都内でもございますので、どう例として盛り込むのかわからないのですが、空き家も出てきますので、今後もそういった動向にも少し目配りはあったほうがいいのかなと。ただ、量的にはそんな希望を持てるほどの量ではないとも思いますけれども、目配りがあるといいと思います。

○森田委員長 どうぞ。

○新保副委員長 この分野の生活支援や生活の場の整備を考えるとすると、それらの情報がどこにあるのかということをお知らせしておく必要があるのだろうと思います。

私自身が少し懸念しているのが、現場の相談員の方たちは一生懸命頑張っていると思うのですが、相談員のところに最新の情報が本当に届いているのだろうかと思うときがあります。利用者がみずから探すのは物すごく大変なので、間に相談員の方が入って、その方を通して最新の情報を得ることが必要だと思うのですが、それができていない。それをするために、相談員の方のところに情報が適切に届くようにする準備をこの集まりでは考えなければいけないのではないかと思います。それは、相談員の方を支えることを通して、具体的な利用者である方たちを支えることになると思います。情報をどう確保するかということです。

多分、その拠点の一つが、子育て支援の包括支援センターだろうと思います。各区市がそろえるものだと思いますが、そこには今後数年間で母子保健関係のデータは集まってくる予定になっています。出産前のデータ、出産時のデータ、産後のデータ、1歳半児健診、3歳児健診のデータがずらっとそろって包括支援センターに集まることになります。

一方で、住宅のことや学習支援の情報や保育のサービスは、相談員の手元に集まっているかということ、なかなかなくて、それぞれの子育ての部門や就業支援の部門や住宅の部門などに分かれて、そこにいちいち問い合わせをしないとわからない状態になっていると思うのです。これは相談員の仕事を物すごく難しくしているし、相談の内容について質的に高めるためには、情報がどうしても手元に必要だと思います。

その情報を集める、それは相談員の手元の端末で簡単に調べることができる、少し検索するとすぐに出てくるという仕組みは、これからの子育て支援のこと、ひとり親家庭のことを考える上では多分準備していかなければいけない。今後の5年を考えると、情報についてのいろいろな革命が起こっていく時期だと思います。情報革命が始まる時期で、その最先端に東京都が立つべきではないかと思います。

子育て支援や福祉のサービスを提供することについて、相談員の手元で情報が得られるようにする。物すごく大変なことだと思います。先ほど横につなげるという話が出ましたが、教育関係のデータは教育委員会が持っているでしょうし、福祉関係のものは福祉関係、社協のものは社協で持っているのですが、それらを横につないで相談員の手元に情報が集まるという仕組みをつくっていく。これがやらなければいけないこと

ではないかと思えます。

そうすれば、現場の相談員個人の資質が余り変わらなくても、情報の資質が上がって、それを活用できる力さえ持てば、一件一件の相談の質が上がると思えます。それは、地域包括で子育て支援の包括支援センターでやるだろうけれども、同じように、母子生活支援施設も受けるべきだし、女性の相談センターでも受けることができるようにするべきだし、区役所の福祉事務所の窓口でも活用できるようにすべきではないかと思えます。

それが今後5年間におけるとても大事なことではないかと思えます。

以上です。

○森田委員長 ありがとうございます。

どうぞ、齋藤さん。

○齋藤委員 今のお話を伺ってしまして、本当に情報がいろいろだなと思っているのですが、公的な事業については、行政、区や市などが情報を持っていらっしゃると思うのです。母子生活支援施設でも、最近、子供の学習支援や職能支援をいろいろとやっているのですが、そのほかにもNPOさんもいろいろとやっていたりという中で、そうした情報がどんどん更新されて、いろいろなところでの取り組みが活用されるといいだろうなと思っているのです。ひとり親支援をしたいという方はすごく多いのですね。ただ、情報発信の仕方がわからないということで、最近、地域福祉計画や活動計画等の連携の中で、行政が社協さんと連携しながらやっているところもあるかと思えますが、そうした情報がいろいろばらばらと出てくるところを少し取りまとめるようなところも活用しながらやっていくと、情報のとり方や最新の話とかが聞きやすくなるのかなと思っております。

○森田委員長 ありがとうございます。

きょうは、住宅関係のところからかなりいらしてくださっていますので、御意見をいただけますか。

○高橋課長 住宅政策本部の高橋と申します。

貴重な御意見をありがとうございます。

都営住宅について、委員の方々から、なかなか当たらないとか、入りたいところに入れないという御意見をいただいたところなのですが、我々のほうにもそういった御意見はいろいろな場面でいただいています。

若干都営住宅の仕組みについてお話ししますと、都営住宅は、公営住宅法という国の法律に基づいて、住宅に困っている低所得者の方向けの住宅ということで整備されています。東京都においては、都営住宅25万戸を用意されてしまして、区部から市部から都内全域に配置されてございます。

ただ、25万戸があっても、毎回募集が殺到するような状況は以前にあったのですけれども、今、偏りがあって、高いところは何百倍・何千倍近くいくのですけれども、中には応募割れをするようなところもありますので、場所を選ばなければ入りやすい住宅もあるということでございます。

そういった中で、都営住宅は、生活困窮度合い、収入が少なければ少ないほど家賃を減額するように設定していますので、きょうのこのひとり親家庭自立支援計画の中にもありますように、ひとり親世帯はふたり親がいるところに比べて非常に低収入な方もいらっしゃいますので、まさにこういった方に公営住宅が果たす役割は大きいのだろうと思っています。

この計画の中にもありますけれども、今まで都営住宅の優先入居ということでポイントを加算して入りやすくという仕組みをつくっていたのですけれども、今回、ひとり親家庭のこういった現状も踏まえて、入っていただくということで制度を拡充しています。

恐れ入りますが、参考資料の最後にチラシを用意してございます。若年夫婦とか、若年というのは40歳未満という意味で、世間一般でいう若年ではないのですけれども、子育て世帯向けに、都営住宅のいわゆるこういった方向けの募集をやっていますよというところを抜き出して、わかりやすく1枚物でパンフレットをつくったものです。

都営住宅の募集については、ここに青字で大きく書いています「定期募集」を年4回やっています、そのうち2回、5月と11月の部分については、こういった若年夫婦・子育て、今回の11月はまさに5日から募集開始をするのですけれども、そこにはひとり親も新たに加わるようになりましたので、申し込めるようになっています。

ただ、ここは定期使用住宅ということで期間を限定しています。※印で書いていますけれども、10年間、もしくは、今回は制度を拡充したのですけれども、一番下のお子様が高校卒業、修了期まで、つまり、18歳を迎えた年度末までは入れますよと。その期限が切れたら出ていかなければいけないのですけれども、その期限前には都営住宅に居住して3年たてば毎回申し込めるようになりますし、期限は切れたとしても、公営住宅ですから無理やり追い出しもできません。

もう一つ、加えて「毎月募集」、この下に大きく書いていますけれども、これは毎月やっています。20日ごろでございます。先ほど言った定期募集で募集がつかなかったところについて、募集機会をふやして入っていただくということで、毎月50戸程度なのですけれども、こういった募集もやっています。

こういったチラシをつくった背景は、都営住宅は、今までは募集すればみんな入っていたのですけれども、入らないところも出てきて、少しPRが不足しているのだろうと。新たにこういった福祉関係の役割も前面に出して関係各所に周知を徹底するべきだろうということで、今回、こういったチラシをつくってお配りしているところです。

現在、東京都下の区市町村の役所にお渡しして、子供家庭支援センターや区市の窓口のところには置いていただくようにということでお願いしています。この後、ぜひ名刺交換をさせていただきたいのですけれども、皆様のところでのチラシが必要であれば、また必要部数を別途お送りすることも可能ですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っています。

ちょっと長くなりますけれども、もうちょっとしゃべらせていただきたいと思います。済み

ません。

PR、必要な人に都営住宅の情報が届いていないというのは我々も感じているところで、今までは、募集案内の冊子をつくって区市町村の窓口に置いたり、あとはホームページで募集をやりますよということしか発信していなかったのですが、こういう若い世代、働いている世代の方は、スマホを使ったりして、SNSでふだん見ているだろうということで、ツイッターにも情報発信をさせていただいております。

募集に際しては、こういった内容の募集が始まりますのでということで、URLとかをつけて、詳しくはこちらを見てくださいという形で、いつから募集が始まりますよという概要をツイッターで発信していますので、もしお願いできれば、そういった住宅政策本部のホームページの横にツイッターがついていますので、フォローなりリツイートなりしていただければ、そこからまた拡散していくのかなと思っていまして、そういった御協力もこういった皆さんの会議の際にはお願いしているところでございます。

済みません。ちょっと長くなりました

○森田委員長 小井沼さん。

○小井沼委員 もう一つ、3-3の②、民間賃貸住宅の件について、赤石委員からもまだ数が少ないというお話をいただいたところなのですけれども、こちらの第4期の方向性にあるとおり、国の新たな住宅セーフティネット制度の中で、民間賃貸住宅で子育て世帯も含めて住宅確保要配慮者向けに入居を断らない住宅という登録、いわゆるセーフティネット住宅の登録が平成29年度以降に始まってきておりまして、実際に確かに登録はまだ進んでいないところがありますので、東京都としても、登録の促進を今後図っていくということと、第3期で事例の出ているリトルワンズも居住支援法人になっているのですけれども、居住支援法人、実際に民間賃貸住宅とそういった支援をする方をつなげる法人といった団体も、二十数団体があるのですけれども、まだ数をふやしていきたいということで、進めていきたいと考えております。

新保副委員長からも、実際に支援者に相対する相談員の方に情報が届いていないということで御指摘いただいたところなのですけれども、区市町村における居住支援協議会においても、また、セーフティネット住宅の専用のホームページで、居住支援法人についても東京都のホームページ等を出しているところなのですけれども、今も都営住宅もいろいろとチラシを出していますよとは言っているのですけれども、出しているだけで実際に本当に相談員の方に届くのかというところも確かにありますので、それは、こちらにも書いてあるとおり、東京都の居住支援協議会を設けて、区市町村の居住支援協議会、また、協議会を設立していないところについても情報提供なりをしていますので、そういった方々に今ある情報を活用できるようにしっかりお伝えすることも含めて、そういった取り組みをやりたいと考えています。

○森田委員長 わかりました。

今、制度をつくることと、その情報をどう届けるか。そのときに、紙ベースと、それを

さまざまな形で通信データに切りかえていくということは、これは当然の今後の取り組みの方向性だろうと思うわけですね。

特に子育て世代は、紙ベースは余り当てにならなくて、ネット上でどれぐらいの情報がきちんと届くようになるかということがとても大事になっていくと思いますので、そういう意味で、ぜひそのことに対する御努力をいろいろな部署にもお願いしたいと思います。

時間が限られているものですから、3の②の議論、母子生活支援施設の今後の活用ということに向けていきたいと思いますので、もし時間があればまた御発言いただくということでお許しいただきたいと思います。

母子生活支援施設について、今回、一つ取り出して議論をしてきました。そういう意味で、今後の方向性ということで、事務局からお願いできますでしょうか。

○玉岡課長 4ページでございます。

母子生活支援施設につきましては、第3期計画での取組として、①活用促進、具体的には、広域入所や要対協への加入、親子再統合のための母子一体型ショートケア等の区市への働きかけや、アフターケア・ショートステイとしての活用、がございます。②施設に入所する子供の学習支援の充実、③職員研修の実施、④施設整備等への支援についての取り組みがありまして、こちらについては、継続といたします。現在、社会的養育ビジョンを踏まえて、東京都社会的養育推進計画についても議論しているところでございますが、ここに書かれている以下の方向性について再検討をさせていただきたいと思っております。

下段、新たに追加する内容といたしまして、「複雑な課題を持つ母子の入所」、調査の結果からも、DVや虐待、精神的に不安定であったり、若年出産、外国にルーツを持つ母子など、さまざまな課題を複数持つ世帯が多く入所していることがわかっております。そのため、施設の支援力が求められること、医療等他機関との連携をしながらの支援、通過施設であることから退所後の生活を見据えた支援の必要性等の御意見をいただいております。これに対しまして、右側の第4期での方向性といたしまして、インケアのさらなる充実として、第3期計画の内容を発展させていく。そのための職員の育成等、施設の支援力の向上について書いております。

2点目は、ビジョンにも示されている「多機能化の必要性」でございます。地域のひとり親支援の拠点として、一層多様なニーズに対応していくことが求められていることから、方向性といたしまして、第3期計画の①活用促進を発展させていく方向といたしております。

3点目の「入所率の低下」につきましては、広域入所が進んでいない、ひとり親本人や区市に施設入所のメリットが周知されていないなどとの御意見をいただいております。方向性として、第3期計画を発展させ、広域入所の推進・入所率の向上として書かせていただいているところでございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

○森田委員長 この母子生活支援施設のこれからのあり方の中で、今、提案がありました。

これまでも齋藤委員からいろいろ御発言がございましたけれども、この構成のところで改めて何か御発言はございますか。

○齋藤委員 このあたりのところは、本当にこれまでの話を入れていただいている、ありがたいと思っております。

幾つかあるのですが、一つが、社会的養育のビジョン、先ほどの表の上のところにも書いてありましたが、そこの関連の中で、母子生活支援施設の活用を都道府県計画の中では記載していくということの動きがあるかと思うのですが、この後、基礎自治体のところをどう活用するかというところで、母子生活支援施設の多機能化が変わっていくのかなと思います。東京都以外のところでも、私たちも、各自治体とも連携して、そこのところの周知とか、連携の中での活用方法を伝えていかなければいけないなと思っておりますが、その動きが伝わっていかないと、結局、東京都の先のところが窓口になっておりますので、これからもっと利用率を上げていく部分と活用しやすい体制づくりが必要になるかと思っております。

もう一つ、社会的養育ビジョンの中でも里親の支援がすごく充実していくようにという方向性はあるかと思いますが、急激な増加はとても難しい中で、母子生活支援施設の中で母と子が一緒に生活できるような活用の方法ということで、ぜひ使っていただけるようにしていただければと思っております。

その2つはぜひ今後も検討していただきながらと思っております。よろしく願いいたします。

○森田委員長 ほかに、この問題について何か御発言はございますか。

羽田様から、どうぞ。

○羽田係長 今、ちょうど広域入所の推進の方向性が固まって、来年度から23区の中でも相互利用が進んでいくかと思うのですけれども、以前から少し話題にはなっていますけれども、入所期間が2年ということがよく言われます。特に根拠はないものだと思うのですけれども、自治体の中で大体が2年となっています。もちろん入所期間のある程度の目標を定めるためにも目安の2年ということはいいと思うのですけれども、2年しか予算をとっていないとか、硬直的に2年だという自治体もまだあります。

私たちのところでは、広域の入所受け入れを割と早くからやっていますので、今、ちょうどその受け入れた方たちが退所していったりしているのですけれども、そこでトラブルにもなっていて、入所してすぐにはいろいろな問題が出てきませんので、1年たって、1年半ぐらいでやっと本音が言えたり、いろいろな家族間の問題が出てきて、もう少しこの支援が必要だと施設側が判断したとしても、措置元の自治体で、これは2年なのであとはその地域の自治体にお任せしますみたいなのが見えています。

お互いに入所させるというところで、それはこれからトラブルにもなりますし、また、その引き継ぎがきちんと行われないうま地域に出っていくことは、すごく母子にとっても危険ですし、受け入れる自治体にとっても危険ですので、2年ということを経営の盾に

しないようなというか、ガイドラインといったところにきちんと明記をしていただけるとありがたいなと思っています。

○森田委員長 赤石さん、どうぞ。

○赤石委員 どこでお伝えしていいかわからなかったのですが、意見にも書かせていただいたのですけれども、私どもの会員の方を見ていると、生活保護受給の方で以前は母子生活支援施設に入っていたという方は結構いらっしゃいます。この方たちは、生活保護の受給が長期化しておられて、DV被害を受けても割にだんだん元気になられているのだけれども、適切なチャンスがないまま、3～4年目ぐらいなのかなと思うのですけれども、お子さんも大きくなってくると、今度はお子さんの教育のこととかにいろいろ振り回されて、結局、18歳を過ぎても受給されている。そうすると、母子ではなく単身扱いになったり、大学に行ったりすれば世帯分離と、いろいろなことがあります。

すごく残念ですね。語弊を恐れずに言えば、東京都は比較的生活保護受給はしやすい自治体だと認識しております。車の保有がないという本当にルー尔的な問題もあるのですけれども、それはいいと思うのです。いいけれども、その後の働きかけがないまま長期化されている方を見ると。ここら辺の話は、非常にオープンにすると難しい。それでは、削ればいいということを行っているわけではないのですけれども、障害をお持ちの方も、持病をお持ちの方も、多様な就労の働きかけで、本当にデイケアに行かれるのでもいいですし、クリニックの作業所でもいいと思うし、作業所に御紹介して行かれた方もいらっしゃいます。いろいろ葛藤をしながら続いている方もいらっしゃいますし、この方ならばバイトでもいいという方もいらっしゃる。そこは、一体どこに書かれるのだろうか。

もしかしたら母子生活支援施設のアフターケアのところなのだろうかとも思いますし、私はわからないのですけれども、生活保護の方を抱えるというのは自治体さんの負担感がすごいと思うのです。何かそこはあってしかるべきだなということで、言わせていただきました。

○森田委員長 一つは、母子生活支援施設も含めて、私も書かせていただいているのですけれども、このひとり親の中で病気や障害を抱えている母子ですね。子供もそうですし、親もそうです。こういった、ひとり親、プラス、さらに困難な課題を抱えている親子に対して、どういうふうな支援体制を組むか。それはある意味では家族を丸ごと保護できる母子生活支援施設の大きな役割だろうということは思うわけですが、それを母子生活支援施設でやっつけようとすると、支援をするときに支援者の支援がよほどないと、専門性をきちんと発揮してそういった重複する課題に対応していくことはなかなかできないことがあるのだろうと思うわけです。

こういった問題を総合的にここで対応できれば、母子分離というところまではいかなくても済むわけですから、何としてもそこは必要です。ただ、今、この入所が非常に少ないという現状は一体なぜ起きるのか。このあたりのところがすごく大きな課題なのだろうと思うのです。要するに、必要なのだけれども、利用されない、そして、なかなかそこに



向けての取り組みが進まないということです。

齋藤さん、何かそこについて手だてはあるのでしょうか。会の中でも御議論はなさっていらっしゃるのでしょうか。

○齋藤委員 このあたりが最近では部会活動の中でも一番のテーマでして、知っていただくことがすごく重要だということで、ここ10年ぐらひはDVの支援をやっていくことがとてもクローズアップをされていた関係で、住所とか、いろいろな情報発信がしづらくなってきたということがあるのですが、これまで以上に、業界全体でアピールをするような発信方法が考えられないかということだったり、行政の中でも、窓口のところはひとり親の母子・父子自立支援員さんだけではなくて、もうちょっと幅広いところでの連携だったり、母子生活支援施設の活用を知らせていくという周知の仕方とか、連携の仕方の事例とか、そういうものも伝えていくようなことをしてはどうかということがさまざまに挙げられております。

一方で、施設の中のインケアの充実ということは、アフターケアの充実も含めた形で、これまで求められているもの以上に、養育支援や生活支援が必要とされていくような人たちへの支援のあり方に私たちもシフトチェンジをしていかなければいけないかなというところで、勉強会をしていきながら、これから必要とされるような施設になっていくための動きということでやっていこうということで、幾つか準備はしているのですが、この先、動いていくことができると思っております。

○森田委員長 どうぞ。

○新保副委員長 先ほど羽田係長からお話があった、区の段階とすると、広域的に他区や他市にある施設にするとすると、生活保護のことや経費のことはすごく問題になって、トラブルのもとになりやすいという話がありました。

そもそも2年というのは制度の縛りは何もないという前提のもとですけれども、ないという状態にあるにもかかわらずそういう仕組みを運用してしまいがちになるという状況があるので、その状況を改めるためのガイドラインもしくは何らかの通知を都から出していただくことが、私は必要だろうと思います。そうでないと、本当に利用が必要な方が利用できなくて、母もそうですし、子供も物すごく困るという状態がある。それが大きな問題に発展する可能性があるんで、せめて現場が必要だと思うときには十分に延長できる、2年よりも長く延長できるという仕組みは、都として用意していただく。都のコメントとして、また、ガイドラインとして、通知として、お出しいただくということは必要ではないかと思ひます。

同じようなことで、先ほど婦人保護施設に関する文書なども出ていましたけれども、婦人保護施設は、逆に、都がやっていて、今後、市町村がという話が出てくる可能性があると思ひます。そのときは、今度は逆のことも起こるかもしれません。自治体が入りたいのに都が動いてくれないという話があるので、母子生活支援施設だけではなくて、少し先には婦人保護施設のことにも念頭に置いて、両方をやりとりしていくことが今後の5年間にお

いては必要だろうと考えます。これが1点です。

もう一点です。社会的養育ビジョンに関して、都の児童福祉審議会の中で専門部会をつくって動いていらっしゃると思います。闊達な議論が行われているとお聞きしていますが、残念ながら、母子生活支援施設の代表の方、齋藤さんはお入りいただいていると認識しております。全体のことを考えると、本人には何も聞いていないのですが、本来でしたら、齋藤さんに兼務していただくことが必要ではないかと思うので、私たちの委員会と先方の社会的養育ビジョンを考える委員会との間の連携をとる意味でも、何らかの機会に齋藤委員に兼務していただくような機会を与えていただければありがたいと思います。齋藤委員は物すごく忙しくなってしまうので、申しわけないかなと思うのですが、バランスをとった上で御検討いただければありがたいなと思います。

以上でございます。

○森田委員長 この母子生活支援施設のあり方については、よろしいでしょうか。

それでは、最終の課題ですが、「4 経済的支援」のところで議論をしたいと思います。

事務局から、お願いいたします。

○玉岡課長 若干都に対しての御意見がありましたので、ちょっとコメントだけをさせていただきます。

初めに、2年の話について、都としても何か区市町村の皆様方に対してそういうお願いをしているというものではございません。先ほど羽田係長から広域入所の御紹介もありましたけれども、私どもも、特別区の課長会に私が出向きまして御説明をした際に、2年縛りについて、それは制度的なものではないということもコメントはさせていただいておるところではございます。

その中でも、今、羽田係長からありました実情としては、2年というところが非常に大きな区切りとなる中で、入所者の皆様方の自立支援に大きな影響を与えているということは私どもも聞いておりますので、そこはどういった形でお伝えするのがよいのか、あるいは、区市さんの実情などももう少しよく踏まえながら、私どもも検討していきたいと思っております。

また、児童福祉審議会専門部会との連携について、今回の専門部会は大きく3つのテーマに絞って議論することとされています。余りにも総花的になってしまいますと、なかなかそれはそれで時間の制約もありますので、こちらの専門部会については、里親のこと、施設のこと、施設というのは児童養護施設や乳児院といったところを中心に小規模化・多機能化といったお話、児童相談所体制の改革、一時保護所の問題、この3つのテーマに絞って議論をさせていただくという仕切りにこちらで整理させていただいたところがございます。特にそれらに含めて母子生活支援施設の代表として齋藤委員が委員として参画するという形を今回はとっていないところではございます。こちらは、今後、専門部会の議論があと2回ありまして、最終的には児童福祉審議会の本委員会にこちらの議論の内容について報告をする予定となっております。その中で幅広い立場の皆様方からも意見はい

ただくことになろうかと思えます。

委員の兼務は、任命行為とか、既にいろいろ終わっていることもありますので、なかなかすぐには難しい部分があると思えます。私は専門部会に事務局の職員として参加をしておりますので、今の新保副委員長のお話も踏まえながら、齋藤先生からもより丁寧に御意見も頂戴し、何かしらの形でその議論に反映をできるように、私としても少し考えてみたいと思えますので、またお知恵をいただければと思えます。よろしくお願ひします。

○新保副委員長 どうぞよろしくお願ひいたします。

○森田委員長 お願ひいたします。

○玉岡課長 続きまして、最終の「4 経済的支援」のところでございます。

まず初めに、①児童扶養手当、都独自の制度である児童育成手当、母子及び父子福祉資金でございますが、こちらは継続してまいりたいと思っております。②子供の進学支援でございますが、こちらは受験生チャレンジ支援貸付事業を再掲として載せさせていただいているものでございます。③ひとり親家庭等医療費助成、いわゆるマル親でございますが、こちらにも継続をしてみたいと思えます。

下にあります新たに追加する取り組みといたしましては、先ほどこちらでも議論がありましたひとり親、特に母子世帯の収入については低いという現状もありまして、就労率は9割を超えている中で、貧困率は大人2人の世帯と比べ大きく乖離している状況がある。また、そういった背景の一つとしては、養育費の取り決めがない御家庭が半数ある。取り決めがあっても取得できていないというものが4割強という調査結果もありますので、なかなか難しい部分ではございますが、これらに対する方向性としまして、こちらでは問題として認識をしているよということも含めて「さらなる支援」と書かせていただいているところでございます。

説明は、以上でございます。

○森田委員長 それでは、この「4 経済的支援」ですが、御意見を頂戴したいと思えます。

赤石委員からは出ておりますので、追加をお願いいたします。

○赤石委員 ありがとうございます。

経済的な支援はすごく大事で、かつ、相談のように、ある程度抜け落ちがないというか、ほとんど該当者の方は応募するものだと思っております。ですので、その制度があるということがとても大事ですし、東京都が児童育成手当という子供1人につき幾らという制度をつくっていることはすごく貴重だと思っております。特に、2人、3人とお子さんがいらっしゃる家庭にとっては、1人幾らとなっていることはとても大事で、養育に助かっている。一方では、東京都は家賃負担などは高いので、その分、支援することも適切だろうと思えます。

すぐにお願ひしても無理ではあるかと思えますけれども、児童扶養手当がこの11月から年6回の支給になります。全国的には児童手当が年3回の支給でございます。児童育成手

当も同じ、2月・6月・10月、年3回の支給です。この間、JPモルガンのファイナンシャル調査もさせていただいたのですけれども、4月・8月・12月の時期が困ると出てくる。そうすると、よく考えてみるとこの時期に経済的支援がないということになりますので、来年、皆さんがどういう家計管理になるのか、大変危惧しております。私どもは食料支援とかもしておりますから、食料支援の団体が何か投入するとか、あるだろうとは思いますが、児童育成手当もせめて6回だといいなということは重ねて言っておきます。

受験生チャレンジ支援は、本当に貴重な支援でして、学習支援に行けないような子供たちにも届くということではとても大事だなと思っています。

長くなって、済みません。養育費確保ですけれども、明石市で養育費確保に向けたいろいろな検討を始めたということです。私も検討委員会の委員にさせていただいておまして、今、17項目の何ができるかということ洗い出して、それを検討されています。そんなに大きなことはできなくても、例えば、取り決めの支援の弁護士さんを無料でお願ひできるとか、調停・申し立てのところ、DV被害などだと、名前を隠すとか、すごく大変なのです。今は家裁に出したものは全て相手先に行くので、住所とかを全部秘匿する手続などが非常に大変だったりします。そういうところで、専門家の支援がある程度無料で受けられることだけでもいいかなと思います。差し押さえのところ、民事執行法も変わりますので、そのあたり、検討課題だといいなとは思った次第です。

○森田委員長 経済的支援のところですが、ほかにいかがでしょうか。

何かありますか。

○羽田係長 経済的なところと先ほどの住居がつながっていますので、もしよろしければ住居のところよろしいですか。

先ほど、都営住宅の募集が増える、ひとり親向けの入居が増えるというお話もいただいたのですが、都営住宅でも、地域のばらつきでかなり殺到するところとあきがある部分があるという話があって、確かにそうだろうなと思います。特に23区ですと、荒川区も入れない方が多くて、ひとり親の方は、住めればどこでもいいということではなくて、お子さんの問題とか、地域に根づいて近くで住宅を確保することがすごく重要になってくると思います。

そういう意味では、基礎自治体で住居の支援ができることがすごく大事ななと思って、今、荒川区でもいろいろ居住支援について勉強しているところです。赤石委員がおっしゃっていた、25日のシェアハウスの協議会にも私は参加してきたのですけれども、民間のシェアハウスの事業者さんたちがかなり力を入れていまして、ただ、事業者さんたちは、事業ですので、就労とか、結構収入がある方で、子育てに困っている部分とか、保育サービスとか、夜御飯を提供するとか、そういうサービスをつけて結構家賃も高目にとって、シェアハウスを運営して事業としてやっているという事業者さんが結構いらっしゃいました。事業者さんの手が届かないというのは、この所得層が低くて、支援が必要な方の居住支援はどうしても赤が出てしまうので、なかなか手が回らないとおっしゃっていました。そう

いうところを行政でやっていくべきなのかなと思っております。

ただ、今、私たちも居住支援のことを勉強し始めて思うのが、居住支援協議会もそうですし、住宅部門に情報がたくさん行っているのですけれども、子育て支援部門には余り情報がないのですね。居住支援団体さんとか、リトルワズさんとかというの、ふだんのひとり親支援の情報の中ではなかなか詳細は得られなくて、住宅部門に情報をとりに行って、今、いろいろこちらで探して勉強しているところなのです。

これは東京都さんにもお願いなのですが、居住支援もひとり親の子育て支援の中ですごく重要な要素ですので、今、なかなか家賃補助とか、そういう形でつけられないところではあるのですが、基礎的自治体で居住支援をどうするかということの子育て支援の部門でも考えていくべきだと思いますので、そのあたりの情報提供とか、できれば補助金とか、そういったものを住居の部分でも考えていただけるとありがたいと思っております。

○森田委員長 今、全体の話になってまいりましたので、本当にわずかな時間ですけれども、そういったことで、この4つの柱を貫いていくような提案とか、あるいは御意見とかがありましたら、承りたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○新保副委員長 先ほど就労のところで話ししましたが、「4 経済的支援」の最後にも「医療費の一部を助成する市町村を支援」というものがありました。これはとても大事なことだと思うのですが、先ほどの、母自身の健康が心配、つまり、自分の健康が心配だという回答がすごくふえているということは、従前から多分将来に起こるだろうなと思っていたけれども、データとしてはっきりあらわれたので、私にとっては物すごく印象深いデータなのです。

これをどう支えるのかといったときに、医療費の一部、つまり、母の医療費の一部を支援することが、制度上、どこまで可能なのかということが、私自身、これは都とか区市の方々に御検討いただけないかと思っております。物すごく大きな提案になってしまうので、現実的に可能で一步を進める何かというものを考えていただけないかという感じがいたします。

健康のことはとても大事だと思います。確かに、見ていると、ひとり親家庭のお母様方の中には健康に不安を抱えていらっしゃる方がとてもおられます。就労支援、子育て支援ということを含めてベースになることなので、心の不安、体の不安、両方あるかと思いますが、その方たちを支援する何らかの方法は、現状よりももう少し進める必要があるかと考えます。

以上です。

○森田委員長 それでは、申しわけないのですが、それを含めて全体の調整に入りたいと思いますので、この御意見につきましては、きょうはここで切らせていただいて、「その他」のところに参りたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、資料3で事務局から御説明いただけますか。

○玉岡課長 資料3でございます。

こちらは、第4期の支援計画の構成をお示しするものとして、目次の形でつくらせていただいているものでございます。左側が、現行の第3期計画の目次、項立てになってございます。対応して、右側に第4期計画での目次案を記載してございます。

大きく変更しているところは、下のほうになりますけれども、第3章の「3-4 課題を有する母子への支援（母子生活支援施設）」につきまして、現行計画では第2章の中の一部になっておりましたが、こちらも、先ほど来、御指摘をいただいているとおりでございます。ビジョンに基づく都道府県計画として、より具体的な記述としても反映させていく必要もあることから、新たに第3章として独立をさせております。

これに伴いまして、第1章の「2 東京のひとり親家庭の状況」は統計になりますけれども、ここから「2 母子生活支援施設の状況」を、第3章の2に移しております。第3期計画では第2章として一続きとなっておりましたが、表の一番下、「1 東京都のひとり親家庭支援施策の体系」、「2 事業一覧」につきましては、後ろに持っていきまして第4章といたしました。

その他の変更点といたしましては、第1章の3を追加いたしまして、「3 ひとり親家庭を対象とした支援窓口等の状況」として、行政窓口等の設置状況、例えば、区市の母子・父子自立支援員の人数等を掲載するという案になってございます。

また、第2章の「1 相談体制の整備」につきましては、「1-1 広報・普及啓発と相談窓口」、「1-2 ニーズに応じた相談支援」となっております。1-1には、物理的に相談窓口をふやしたり、周知を行う等の相談体制の強化に関する取り組みを、1-2につきましては、多様な相談・ニーズに応じた適切な支援の充実という観点から記載を分けることを想定いたしております。

次のページでございますけれども、参考資料として、団体の皆様にも御協力いただきました、ひとり親への調査、また、母子生活支援施設入所者への調査等の調査結果を掲載いたします。

その下は、第3期計画と同様、具体的な取り組み事例とひとり親へのインタビュー調査の結果から、御意見を記載してまいりたいと思います。

以上でございます。

○森田委員長 今、この最終の報告書に対する御説明がありましたけれども、この点につきまして、何か御意見や御要望などはございますか。

どうぞ。

○赤石委員 後ろからなのでございますけれども、取り組み事例のところにも幾つか入れていただいているのでございますけれども、都内は民間の子供食堂やフードバンク事業といったものがかなり濃くある地域なのでですね。ひとり親と非常にかかわっているもので、そういうものも入れたほうがよいのかなと思うのでございますけれども、何かすごく行政の枠のみで皆さんがお暮らしに

なっていらっしゃるわけで、ないところが見えたほうがいいのかと思うのですが、その判断はどうなるのかなと思いました。

○森田委員長 どうぞ、齋藤さん。

○齋藤委員 同じく取り組み事例のところなのですが、本当に事例が出ることで具体的になると思う一方で、1番の母子生活支援施設の母子一体型ショートケアも重要だと思えますし、もう一つ、通常の母子生活支援施設の活用方法では一般的なものも事例として挙げただけだとありがたいと思っております。

○森田委員長 ほかにはいらっしゃいますか。

よろしいでしょうか。

最近、いろいろな報告書の中の事例の取り組みについては、とてもそれがわかりやすいという場合もあれば、そこしかないと思われてしまうのもまた困るということもあって、恐らく行政の報告書の中に市民的活動をどこまで書き込むかということについては、非常に難しいだろうということは思います。

ただ、この報告書自体が、どこで使われるか。もちろんその当事者の方たちが読めるようなものというところまでたどり着けるかどうかは別として、そのような問題はいろいろあると思いますが、ホームページ上にはアップをされていくものだと思いますので、そこから何らかの形で飛べるような仕組みとか、そういったものがたくさん東京の中には出てきているということ、とりわけ、きょうは余り御意見が出なかったのですが、ひとり親で育つ子供たち自身に対して一体東京都はどういう支援をしていくのかということについては、これもまた重要なテーマだと思うのですね。

母子生活支援施設ではもちろん児童指導員なども配置されて子供たちの支援はやっておられると思いますけれども、私どもの大学などでも、本当にひとり親家庭の子供たちをどう支援していくかということについては、ひとり親で育ったという大学生たちもたくさんおりますので、我が事としてその問題にかかわっていききたい、例えば、そのことを学習していきたいとか、研究していきたいとか、あるいはその先の仕事として取り組んでいきたいとかという学生もたくさんおります。

そういう意味で、こういったひとり親で育つということを、何らかの形で、一つのモデルとして、彼らの意見などが反映されるような、あるいは、そういった人たちと一緒に交流するような機会があるといいかなということはとても思うわけです。そういった、ある意味、いろいろな取り組みが何らかの形でこの報告書の中に書き込めて、市民活動というもの、さまざまな企業のCSとか、いろいろなものが今はできておりますので、そういったところにつながるような書き込みがあると、孤立というところが、少し緩和されていくのかなという気がします。

ほかに、皆さんの中で何か御意見はございますか。

行政はいかがでしょうか。

○玉岡課長 ありがとうございます。

今いただいた意見につきましては、受けとめさせていただきまして、また今後の詳細な検討の参考にさせていただきたいと思っております。

○森田委員長 よろしいでしょうか。

資料4について、御説明いただけますか。

○玉岡課長 資料4でございますが、こちらは計画の冒頭に記載させていただきます理念・施策分野・視点について対比して説明しているものでございます。

3つの理念と先ほど御説明いたしました4つの施策分野につきましては、現行の第3期を継承していきたいと存じております。

視点につきましては、第4期計画策定に当たり、もし第3期計画をお持ちの方は第3期計画ですと5ページと6ページになりますけれども、1点目の「1 各家庭の状況に応じた自立に向けての支援」は、第4期計画の2つ目の視点といたしまして、新たに、今回の議論の中心的なお話でありました、ひとり親への支援施策はさまざまにあるが知られていない、支援が必要なひとり親ほど相談・支援につながっていない、ひとり親を相談・支援につなげるために何をすべきかといった御意見を踏まえまして、「1 ひとり親家庭を支える『つながり』への支援」としたいと考えております。具体的な方向性といたしましては、「1 相談体制の整備」に書いていた内容でございます。

2点目は、第3期計画の「1 各家庭の状況に応じた自立に向けての支援」と「2 母子家庭・父子家庭の特性を踏まえた支援」をあわせまして、一つの項目としております。2つ目の○に、母子家庭・父子家庭の特性やひとり親家庭のさまざまなニーズに対応できるよう、区市町村の取り組みや相談支援の活動を支援としてございます。

3点目といたしましては、「3 子供の健全育成と将来の自立に向けた支援」、「4 関係機関の連携強化」の視点は継承させていただきたいと考えております。

最後として、「5 母子生活支援施設の活用促進」の視点を追加いたしております。内容については、資料2で先ほどお示ししたところの記述となっております。

以上でございます。

○森田委員長 ありがとうございます。

今、この計画の理念・施策分野・視点で提案されましたけれども、よろしいでしょうか。何か、このことに対する御意見あるいは御要望等はございませんか。

どうぞ、羽田さん。

○羽田係長 事前の意見でちょっと挙げさせていただいたのですけれども、今回、この母子家庭・父子家庭の特性を踏まえた支援は、特に母子・父子ということを分けずに、各家庭の状況に応じたという表現にされているのですが、父子家庭に向けた制度は整ってきているかと思うのですが、実際に父子家庭が相談につながっているかということ、まだそういったところが課題だと思っています。情報がなかなか届きにくいということもありますので、父子というところにスポットを当てて、母子と違う悩みがいろいろ子育ての面でもあると思いますし、父子の方は自分たちで相談に来られない方が多いので、ネットなど、



そういうところで情報を集められるようなことを、東京都さんでやっていただけるとありがたいと思っています。

○森田委員長 ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

○赤石委員 この右側の3、子供の健全育成の○の3つ目、「両親間の配偶者暴力や虐待」となっているのですけれども、この表現が適切なのかどうか、これだと双方に責任がある配偶者間の暴力と見えてしまいます。内閣府などは違う表現「配偶者からの暴力」になっているかと思うので、注意したいなと思いました。

○森田委員長 よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

限られた時間で、十二分な御意見を頂戴できたかどうかわかりませんが、ここから最終案に向けてさらに取りまとめを進めていきたいと思っておりますので、さまざまな形での御協力をお願いしたいと思います。

それでは、事務局にお返しするというところでよろしいでしょうか。

○玉岡課長 委員の皆様、本日は、お忙しい中、貴重なお時間を割いていただきまして、さまざまな視点から新たな施策の方向性につきまして貴重な御意見をお示しいただき、ありがとうございました。

次回策定委員会でございますが、いただいた御意見をもとに、計画に記載していく内容を検討させていただきたいと思っております。

開催日でございますが、年末近くで大変恐縮でございます。12月24日、火曜日の開催を予定しております。後日、開催案内をお送りいたしますので、御多忙中とは存じますが、引き続き御出席をいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○森田委員長 ぎりぎり間に合いました。御協力に感謝いたします。

本日の策定委員会は、これで終了させていただきます。

ありがとうございました。

午後0時00分閉会